

**「清流の国ぎふ」文化祭２０２４・清流の国ぎふ総文２０２４
協賛金等募集要綱**

（趣旨）

第１条 「清流の国ぎふ」文化祭２０２４（第３９回国民文化祭、第２４回全国障害者芸術・文化祭（以下「国文祭」という。）、清流の国ぎふ総文２０２４（第４８回全国高等学校総合文化祭（以下「総文祭」という。））が県民をはじめ多くの方々の協力と参加により、本県の芸術文化の魅力等を国内外に発信し、アフターコロナ時代における新しい未来につながる文化祭となるよう、両文化祭に賛同をいただける企業や団体、個人に対し、広く協賛金等の募集を行う。

（実施主体）

第２条 「清流の国ぎふ」文化祭２０２４実行委員会、第４８回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会とする。

（協賛金等の種類及び用途）

第３条 協賛金等とは、協賛金及び協賛物品をいい、文化祭の運営に要する経費等に充てる。

（募集方法）

第４条 県内外の企業や団体、個人を対象に募集する。

（募集期間）

第５条 募集期間は以下のとおりとする。

国文祭：令和５年１０月１０日から令和６年６月３０日まで

総文祭：令和５年１０月１０日から令和６年３月３１日まで

（協賛による特典）

第６条 公式ガイドブック等の印刷物、公式ウェブサイト、総合開会式会場に設置する看板等に協賛者等の名称を掲載する。また、開会式へのご招待、式典会場でのPRブース出展及び文化祭協賛の呼称を使用する権利を認める。

（協賛企業等における税務上の取扱い）

第７条 協賛金等は、広告宣伝費として全額損金又は必要経費に算入できる。

（その他）

第８条 協賛金等の募集に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１０日から施行する。